

1 第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について

(1) 計画策定の背景

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、国が示す基本方針に即して、市町村が5年を1期として策定する計画で、平成27年度を始期とする現行の第1期計画の終期が令和元年度であることから、令和2年度を始期とする第2期計画を令和元年度中（令和2年3月末まで）に策定する必要がある。

【子ども・子育て支援法】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

中 略

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

中 略

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- 4 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（２）計画の内容

市町村計画では、子ども・子育て支援法第61条第２項により次の事項について定めることとされている。

- ・教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ・子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保内容

（３）第１期計画期間中のおもな取組と成果の検証

ア 第１期計画期間中のおもな取組

- ・児童クラブの対象年齢の拡大及び利用時間の延長（H29年度）
- ・さくら・ひまわり保育所の閉所（H30.3）
- ・認定こども園きぼうの開園（H30.4）
- ・旧新鶴幼稚園（現新鶴こども園）の整備方針の決定（H30年度）
- ・本郷及び新鶴保育所・幼稚園の認定こども園化（H31.4）

イ 量の見込と確保実績について

別紙参照

（４）第２期計画策定上の課題

ア 国基本指針の改正への対応

- ・「新・放課後子ども総合プラン」の策定に伴う放課後児童健全育成事業の適切な量の見込と供給体制の確保
- ・幼児教育・保育の無償化を踏まえた適切な量の見込と供給体制の確保
- ・児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策（児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うための体制整備）

※ 国の基本指針は８月上旬に示される予定

イ 町独自の課題

- ・本郷こども園（旧幼稚園部分）の老朽化を踏まえた施設整備計画と今後の町立こども園の運営体制
- ・子育て支援センターの今後のあり方について

(5) これまでの経過及び今後のスケジュール

平成30年度

1月～2月 子育てに関するニーズ調査（アンケート）の実施

令和元年度

4月～6月 ニーズ調査の集計・分析
子ども・子育て会議の設置

7月 下旬 子ども・子育て会議①

9月 下旬 子ども・子育て会議②

10月 中旬 子ども・子育て会議③
課長会議 → 各課意見聴取

下旬 教育委員会協議

11月 上旬 計画案庁議決定

下旬 県協議
パブリックコメント（30日間 12月下旬頃まで）

1月 中旬 子ども・子育て会議へ計画案を諮問④ → 答申
教育委員会へ議案提出

2月 中旬 議会へ議案提出

3月 上旬 議会審議 → 議決（計画決定）

下旬 県へ計画書提出

※ 令和元年度は、計画策定のため年4回程度子ども・子育て会議を開催する予定。

2 その他

(1) 幼児教育・保育の無償化について

ア 無償化開始時期

令和元年10月

イ 無償化の対象

3歳以上のすべての子どもと0、1、2歳の非課税世帯の子どもの保育料

その他、地域子育て支援事業として行う一時預かり、ファミリーサポート等についても無償化の対象

ウ 無償化の財源

公立については全額市町村負担、私立については国1/2、県1/4、町1/4

※地方消費税の増加分と地方交付税で対応。ただし、初年度については全額国庫負担

エ 2号認定子どもの給食費（副食費）

これまで、保育料に含まれていた2号認定子どもの給食費（副食費）については、無償化の対象外となったため、原則として実費徴収となる。（月額4,500円～5,000円で調整中）

オ 保護者説明会

9月上旬、各認定こども園において説明会を実施する予定